

2025年1月20日

株主各位

新潟県長岡市西陵町 221 番 35
株式会社太陽工機
代表取締役社長 渡辺 剛

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主である DMG 森精機株式会社（以下「DMG 森精機」といいます。）から、2025 年 1 月 7 日付で、会社法第 179 条の 3 第 1 項の規定に基づき、当社の株主の全員（ただし、DMG 森精機及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全てを DMG 森精機に売り渡す旨の請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）の通知を受け、2025 年 1 月 7 日付の会社法第 370 条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項及び会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所
名称：DMG 森精機株式会社
住所：東京都江東区潮見 2 - 3 - 23
2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称
該当事項はありません。
3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項
DMG 森精機は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式 1 株につき 1,875 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
4. 新株予約権売渡請求に関する事項
該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）

2025年2月10日

6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件

本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付いたします。

ただし、当該方法により本株式売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付について DMG 森精機が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本株式売渡対価を交付いたします。

以上